

県南広域振興局長告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和2年10月27日

県南広域振興局長 佐々木 隆

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東和薄衣線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市川崎町薄衣字畑の沢153番7地先から145番9地先まで	新	A 37.5~17.4 m	m 337.7
		B 26.6~9.3	372.2
	旧	A 37.5~17.4	337.7

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター
 - (2) 期間 令和2年10月27日から同年11月27日まで